

特定非営利活動法人津市スポーツ協会 スポーツ指導者紹介事業 実施要綱

(目的)

第1条 津市スポーツ協会では子どもから高齢者まで幅広くスポーツを楽しんでもらい、健康増進やレクリエーション、競技スポーツにおける競技力の向上など多様な市民のニーズに応えるため、幅広くスポーツの指導者を募集・登録し、津市スポーツ協会の自主事業や各種事業への紹介指導などスポーツ振興に係る様々な要望に対応する。

(名称)

第2条 この名称を、「スポーツ指導者紹介制度」と称する。

(事務局)

第3条 事務局を、特定非営利活動法人津市スポーツ協会に置く。

(指導者)

第4条 指導者とは、津市スポーツ協会スポーツ指導者バンクへの登録者をいう。

(指導者の責務)

第5条 指導者は、申請者の指導申請に基づき、講義あるいは実技等実践活動の指導を行うものとする。

(指導者の紹介手数料)

第6条 指導者の紹介手数料は、1件の申請につき、1,000円/1人とする。

(指導者の報酬)

第7条 指導者の報酬は、1名(1時間)2,000円(半日5,000円)程度を基本とするが、会場や内容によって異なるため、依頼者と指導者が直接相談し、期間終了後に依頼者が指導者に直接支払うものとする。

(指導者紹介申請)

第8条 指導者紹介申請を行う団体等は、スポーツ指導者紹介申請書(様式1)により、実施日14日前までに事務局に提出するものとする。

(施設の確保)

第9条 前条の団体等は、それに必要な施設の確保に務めなければならない。

(紹介の期間)

第10条 紹介の期間は、1件につき最大1年度(紹介承諾日～3月31日)とし、継続する場合は新たな申請手続きを必要とする。
年度途中で別の指導者の紹介を受けたい場合は、新たな申請手続きを必要とする。

(事故に対する責任)

第11条 津市スポーツ協会スポーツ指導者バンクの紹介を求める依頼団体は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 参加者の人数及び施設等が適切であること。
- (2) 参加者全員がスポーツ傷害保険又はこれに類する保険に加入すること。
(指導者も含む)
- (3) 団体等は、その活動中における事故・傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとし、事務局はその責任を負わないものとする。

(紹介の取消し)

第12条 依頼団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、会長はその紹介を取消することができる。

- (1) 営利目的で活動した場合
- (2) 指導者の報酬及び紹介手数料を納付しなかった場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、紹介事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年9月23日から実施する。

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。